第９９号議案

豊川市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について

豊川市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項、第７８条の４第１項及び第２項、第１１５条の１２第２項並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の規定に基づき、法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスの事業及び法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（指定地域密着型サービスの事業に関する基準）

第２条　法第７８条の２第１項（法第７８条の１２において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める数は、２９人以下とする。

２　法第７８条の２第４項第１号（法第７８条の１２において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１３１条の１０の２に定めるところによる。

３　法第７８条の４第１項及び第２項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）に定めるところによる。ただし、同省令第３条の４０第２項、第１

７条第２項、第６０条第２項、第８７条第２項、第１０７条第２項、第１２８条第２項、第１５６条第２項及び第１８１条第２項に規定する記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から５年間とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準）

第３条　法第１１５条の１２第２項第１号（法第１１５条の２１において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、施行規則第１４０条の２７の２に定めるところによる。

２　法第１１５条の１４第１項及び第２項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）に定める基準とする。ただし、同省令第４０条第２項、第６３条第２項及び第８４条第２項に規定する記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から５年間とする。

附　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

２　豊川市介護保険条例（平成１２年豊川市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「法令」を「別に」に改める。

理　由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、豊川市指定地域密着型サービスの事業等に関する基準を定める必要があるからである。